



平成21年2月6日

各 位

会 社 名 旭硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 石村和彦
(コード番号 5201 東証第1部)
問合せ先 広報・IR室長 上田敏裕
(TEL. 03-3218-5509)

欧州委員会に対する自動車ガラスの課徴金支払いについて

当社孫会社であるAGCオートモーティブ・ヨーロッパ社(本社:ベルギー、セネフ、以下、AAEUという。)及び当社は、2008年11月12日(日本時間)に、欧州委員会より、欧州における自動車ガラスのカルテルに関し、113.5百万ユーロ(約130億円)の課徴金の支払い命令を受けましたが、今般、支払いに応じることとしましたので、お知らせします。

本件に関しては、孫会社であるAAEUが、2005年2月22日、23日(現地時間)に欧州委員会の立ち入り調査を受けており、その後の調査の過程において、欧州委員会はAAEU及びその親会社として当社に対し、過去のAAEUの行為に関して、2007年4月18日付で異議告知書を発行しました。この異議告知書に対するAAEU及び当社の見解の提出を経て、昨年11月、上記課徴金の支払いを命ずる決定が出されたものです。

この間AAEU及び当社は、グループ横断的な対応体制を構築し、専門家の助言も得つつ、欧州委員会の調査に対して全面的に協力してまいりました。さらに、現地オペレーション最高責任者の更迭、グローバルでの独禁法教育の強化、子会社・孫会社への監督上の社会的責任に鑑みた当社役員報酬の一部自主返上等を実施してまいりました。

当社は、課徴金支払い命令への対応をこれまで検討してまいりましたが、当社グループの主張が欧州委員会による課徴金の決定に反映されたこと等を総合的に勘案し、欧州第一審裁判所に提訴しないこととしたものです。なお、本件課徴金については2007年度に135百万ユーロの引当金を計上済です。

本件を厳粛に受け止め、独禁法をはじめとするコンプライアンスの一層の強化に、AGCグループを挙げて取り組んで参ります。

以 上